

平成29年（ワ）第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇外

被告 長崎県外1名

2019年10月28日

## 原告ら第19準備書面

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭 雄  
外

### 第1 はじめに

- 1 本準備書面では、本件の争点のうち、利水事業に関する主張を行う。
- 2 利水に関しては、すでに提出している各準備書面で十分に主張・立証している  
ので、本書面では、第2において、2018年月以降に提出した各書面で述べたこと  
の要点をまとめておく。
- 3 次いで第三において、貴庁が判断すべきことについて指摘したい。すなわち、  
別訴取消訴訟第一審においては、別訴取消訴訟第一審原告らが指摘した問題点に  
ついて、不合理な判断をしたものが見受けられただけではなく、そもそも判断を  
していない論点も多数ある。

そこで、本件事件の判断をするにあたって、原告らが何を判断すべきと提示し  
ているかということと、その判断をどのようにすべきと考えているかについて、  
整理する。

### 第2 原告らの主張の整理

1 原告ら第10準備書面(別訴取消訴訟控訴理由書1(利水関係)援用書面)

- (1) まず,原告ら第10準備書面が援用する別訴取消訴訟控訴理由書第2において,原告らは,平成24年度水需要予測以前の過去の水需要予測すべてが,同じ傾向で,ことごとくその後の実績値と大きくかけ離れていること,それはまさしく,「欲しい予測値を得るために予測を(したふりを)している」のであり,その細かな内容を見るまでもなく,当該予測が社会通念に著しく反したきわめて非常識で不合理な裁量の範囲を著しく逸脱又は濫用した予測であると推定されること,従って平成24年度水需要予測もその推定から免れ得ないこと,を指摘した。
- (2) その上で,第3において,前項の事態にもかかわらず,過去の需要予測について全く考慮しなかった別訴取消訴訟第一審判決は,その一事をもってしても明らかに不合理で誤った判断であること,を明らかにした。
- (3) 第4においては,平成24年度水需要予測の内容の誤り(でたらめさ)を,全く無視した別訴取消訴訟第一審判決の誤り(でたらめさ)を指摘している。

ア 生活用水の需要予測に関しては,合理的根拠もなく,佐世保市の主張を追認したり(第4 1(2)(3)),指針に反した適用をしたり(同(4)),あるいは統計手法の相関関係について判断を見落とししたりしている(同(5))。さらには生活用水使用量に関する実績に関して別訴取消訴訟第一審判決は判断を誤っていることも指摘した(同(6))。同(7)で触れている水道料金の値上げについては後述する。

イ 業務営業用水の小口需要に関しては,「観光客数との相関関係がある」として観光客数を利用して推定した佐世保市の手法の問題点を見落としした別訴取消訴訟第一審判決の誤りを指摘した(第4 2(1)イ)。

大口需要に関しても,一般的抽象的な回答のみを根拠に,大口需要の水需要について,過去最大値を採用したり,大口需要である米軍基地と自衛隊は,

過去の水需要の実績は、明らかに減少傾向にあるにもかかわらず、根拠なく増加するとしたりしたことなどを指摘した(第4 2(2)イ)。

ウ 工業用水の大口需要(SSK)に関して、具体的かつ客観的な根拠が一切存在しないのに、SSKが回答した、「修繕船が2隻同時にドック入りするという特殊な事態」が「生じることがあるかもしれない」という程度のわずかな可能性を、あたかも確実に生じるかのような前提にすりかえて、予測をしたものであるにもかかわらず、そのことを別訴取消訴訟第一審が見落としていることを指摘した(第4 3(1)イ)。

エ 負荷率に関して、国あるいは佐世保市が主張する解釈も、別訴取消訴訟第一審判決の解釈も、まさしく「どのような数値を採用しても不合理とはならない」規定という解釈をしており、この解釈が明らかに誤っていることを指摘した(第4 5)

#### (4) 慣行水利権を保有水源から除外した点

ア 慣行水利権を保有水源から除外した点については、まず、別訴取消訴訟第一審判決の論理を詳細に分析した(第5 1)。そこで、事実認定が全く誤っていることをまず指摘している。

イ その上で、別訴取消訴訟第一審判決の「平成19年度と同程度の渇水状況の場合、本件慣行水利権では、最大で届出水量である合計2万2500 m<sup>3</sup>/日の全部が、実際には取水できないおそれがある」がポイントであることを確認し、これが主張構造上、論理的に破綻しているうえに、別訴取消訴訟第一審被告の主張とも不合致であることを指摘した(第5 2)。

ウ 次いで、そもそも、佐世保市は、平成19年以前から、すでに慣行水利権を保有水源から除外しているのであるから、別訴取消訴訟第一審被告の主張が論理的に成立しえないこと、それにもかかわらず、別訴取消訴訟第一審判決はこの問題点を無視したことを指摘した(第5 3)

エ 第 5 4 において、慣行水利権の法的性質を明らかにし、同 5 で、平成 19 年の取水状況について、別訴取消訴訟第一審が証拠に基づかない認定をしていることを指摘した。

そして証拠に基づいて判断するならば、「平成 19 年に取水できていないとは言えないこと」を同 6 で指摘した。

オ 最後に、仮に平成 19 年が、別訴取消訴訟第一審が認定するような取水状況だったとしても、許可水利権水源の取水状況も同様であった。従って本件慣行水利権のみを保有水源から排除することは不合理で恣意的であることを指摘した(第 5 7)。

カ 以上については第 5 8 で次のようにまとめている。

(ア) そもそも、「平成 19 年の状況を理由に本件慣行水利権を保有水源としない」という佐世保市及び国の主張は、平成 19 年の流況がわかる前の平成 10 年度の再評価時点からなされている事実と離反している。したがって、「平成 19 年の状況を理由に本件慣行水利権を保有水源としない」とする真の理由はそれ以外にあることは明らかである。

かかる虚偽の理由をもとに事業認定申請をし、事業認定をしていることは、社会通念に照らして決して許されることではない。従って、明らかに著しく裁量権の範囲を逸脱又は濫用している。

(イ) 本件慣行水利権が「慣行水利権」であり、法的に「許可水利権」より劣っている水利権であるとして保有水源から排除するのであれば、明らかに河川法の解釈を誤っているので、明らかに著しく裁量権の範囲を逸脱又は濫用している。

(ウ) 佐世保市及び国は、「平成 19 年の流量であれば、本件慣行水利権は、許可申請しても許可をされない程度の取水量しかなかった」から水量が不安定である、と主張するが、これについては、これまで見てきたように、そ

れを裏付ける証拠は一切出ていない。

したがって、事実に基づかない主張である以上、明らかに虚証であり、著しく裁量権を逸脱又は濫用していることは明らかである。

(エ) 設計指針は、「水量については、年間を通じた流量や水位等を調査すること」

「地表水の水量について、一般に河川等は水道用水、農業用水、工業用水の利水のほか、発電、漁業及び舟運等に利用されることから、新規に地表水を取水する場合には、水利権等水利用の実態について調査をすること」を規定している(設計指針 p7, p16)。しかし、佐世保市はこれに反して、本件慣行水利権を取水している相浦川の年間を通じた流量も、相浦川全体の利用実態(取水量)も調査せずに相浦川取水場への水利権を申請し、長崎県はそれを認めている。この事実から、相浦川取水場の水利権は、設計指針を著しく逸脱又は濫用していることは明らかである。

(オ) 仮に、本件慣行水利権の平成 19 年の取水状況に問題があるとしても、その一事をもって、保有水源から除外することは、何ら合理的理由がない。ましてや、全量を除外することはなおさらである。

しかも、許可水利権である「相浦川」と比較した場合、明らかに「相浦川」よりも取水状況は良好である。したがって、この点も、事実を誤認しているし、社会通念に照らして明らかに著しく裁量権の範囲を逸脱又は濫用している。

## 2 原告ら第 12 準備書面(別訴取消訴訟控訴審第 1 準備書面援用書面)

(1) 原告ら第 12 準備書面が援用する別訴取消訴訟控訴審第 1 準備書において、苦田ダム、徳山ダム、宮ヶ瀬ダム、当別ダムの全国 4 つのダム事業について分析した。

いずれも、利水において「事業関係者が予測するような需要になることはない」と指摘されていたにもかかわらず、その意見を無視して多額の費用を投じ

てダムを建設したものの、案の定、需要予測が延びず、無駄なダムと多額の費用負担を抱えて途方に暮れ、最終的には市民に転嫁する、という結果となっている。

- (2) いずれのダムも歩んできた道は同じであり、かつ、本件訴訟で原告らが指摘する「佐世保市と石木ダムの末路」とも一致する。

石木ダムと前掲4つのダムがこれほど類似するのは決して偶然ではない。なぜならば、いずれも、「現在までの水利用実績の推移から明らかに大きく外れた水需要予測をしているし、かつ、その水需要予測には合理性がなく、ただ単にダムを建設するために必要な水需要量を適当に出している」だけだからである。いずれも「先に結論ありき」の水需要予測である。

- (3) また、石木ダムと類似するのは前掲4つのダムに限られず、日本中のほぼすべてのダムがそうである。少なくとも、そうとしか考えられない。

- (4) 別訴取消訴訟第一審判決は、形式論理に基づき、別訴取消訴訟第一審原告らの主張を排除した。その結果、このまま石木ダムが建設され、完成してしまうならば、完成直後に、石木ダムが、少なくとも利水面において、全く必要がないダムであることを露呈するであろう。

しかしその時点で、① 13世帯の方々は無理やり生活の本拠地から引きはがされ、故郷を奪われている、② 自然環境が破壊されてしまっている、③ 佐世保市民は、利水における事業費を負担させられてしまっている、のである。①②は、一度起こってしまうと二度と回復できない被害であるし、③も向こう数十年間、佐世保市民を苦しめることになる。

- (5) 以上より、別訴取消訴訟で裁量権の範囲を画する際に、「どうして、他のダムでも同じことが起こったのか、起こっているのか」を真摯に検討していただきたいということを指摘している。

それは、本件訴訟でも同じである。

### 3 原告ら第 14 準備書面

本来 5 年に一度行われるべき本体着工前の「再評価」を佐世保市が、あの手この手を使って免れたことを指摘している。

この書面で原告らは、決して、「佐世保市が再評価をまぬかれたことは違法である」とも「それゆえ、本件事業の取り消し事由になる」とも主張したつもりはないし、実際に主張していない。

原告らが指摘したのは、「再評価したほうがいいのになぜしないのか」「それは再評価したら、現時点では、事業の必要性が、明らかに存在しないことが白日の下にさらされるから」「そのような事業を取り消さずに強引に敢行することは問題ではないか」「そのような明らかに不必要な事業となっているということは、事業自体に問題があったとの推定が当然に働くはずである」「それにもかかわらず、別訴取消訴訟第一審判決のように、問題を直視せず、『裁量の範囲』としてかかる問題ある事業を放置することが裁判所の正しい立場か」ということであり、その点についての貴庁に対する問題提起である。

そもそも、起業者の主張が通るのであれば「本体工事等の着工前の評価」という制度設けた趣旨が、全く没却されてしまう。このような起業者及び国の態度は、平成 24 年度水需要予測のでたらめさや、本件慣行水利権を排除するでたらめさと相通じるものであり、本件事業が、必要性のない事業であることを如実に示している。

もし貴庁が、かかる起業者等の態度を、何ら精査することなく追認するとすれば、それは本件訴訟の本質を見誤るものであると言わざるを得ない。

### 4 原告ら第 15 準備書面

- (1) この準備書面で、本件事業により、佐世保市の水道料金が、確実に、かつ大幅に増加することを明らかにしている。

(2) 別訴取消訴訟第一審において、別訴取消訴訟第一審被告は「佐世保市民は今、水道水を使用したくても我慢しているから、もっと使えるようになれば、もっと使う」という佐世保市の主張を援用して、「石木ダムが建設されれば、その結果水需要が増える」と主張した。この論理が、「水需要が増えるから石木ダムを建設する必要がある」という佐世保市の主張と、「矛盾している」とまでは言えないにしても、「無関係である」ことは明らかであるが、それはさておき、本当にそのような事態になるのかということで、別訴取消訴訟第一審原告らは、「水道料金が値上げされるので、水需要は増えないむしろ減る」と反論した。

これに対して、別訴取消訴訟第一審判決は、「水道料金が値上げされれば、水需要は増えないむしろ減る」という論理を是認した上で、「石木ダムの完成が直ちに水道料金の値上がりを意味するものではないといえる」から、水需要が増えないとは言えないと判示した。

(3) この水道料金の値上げの点について、被告佐世保市が資料を明らかにしないことから、原告らが独自に収集した資料を基に、水道料金が確実に上がること、その上がる金額も相当額になることを明らかにしている。

#### 5 原告ら第 16 準備書面(別訴取消訴訟控訴審第 9 準備書面援用書面)

(1) 原告ら第 16 準備書面が援用する別訴取消訴訟控訴審第 9 準備書面は、法政大学の伊藤達也教授の意見書(甲 B 第 57 号証の 1)をもとに、特に本件慣行水利権の問題点を指摘した。

#### (2) 渇水について

ア まず、平成 6 年に起こったような異常渇水が本件事業の必要性とは無関係であることを指摘している。

イ のみならず、佐世保市が主張する「二年に一度の渇水状況」が、実は「渇水」の実態はなく、単なる「幻想渇水」であることも指摘している。

ウ つまり、本件事業とは無関係の異常渇水は別とすれば、石木ダムがなくて

も、現時点で十分な渇水対策はできている。

(3) 本件慣行水利権について

ア 佐世保市は、本件慣行水利権、特に四条橋の慣行水利権は十分な取水ができていないので、保有水源から除外することに合理性があるという主張をし、別訴取消訴訟第一審判決もそれを認めているが、本来、後発水利権は先発水利権を侵害しない限度でしか認められないこと、本件慣行水利権は、相浦川の4つのダム及び相浦川取水場の許可水利権に先発していること、したがって、相浦川にかかる佐世保地区水道の許可水利権が十分に取水できているにもかかわらず、本件慣行水利権だけが取水できない状況が起こることはあり得ないこと、をまず指摘している。

イ そして、そのようなあり得ない状況が起きているように見えるのは、実は、本件慣行水利権及び相浦川の許可水利権が相互に補完して、取水されているからであり、それらを総合的に見ると、佐世保市が「10年に1回程度の渇水」と述べる2007年度でさえも十分に取水できていることを明らかにしている。

ウ 従って、本件慣行水利権だけを保有水源から除外することが著しく不合理であることは、明らかであるし、別訴取消訴訟控訴理由書で主張した通り、別訴取消訴訟第一審判決の事実認定は明白に誤っているし、論理は破綻していることになる。

6 原告ら第16準備書面(別訴取消訴訟控訴審第10準備書面援用書面)

(1) 原告ら第16準備書面が援用する別訴取消訴訟控訴審第10準備書面は、岐阜大学の富樫幸一教授の意見書(甲B第58号証の1)をもとに、特に水需要予測の問題点を指摘した。

(2) 水需要予測の恣意性、不合理性について

ア 富樫教授は、石木ダム建設の必要性の根拠とされる平成24年度水需要予測について、種々の項目で、恣意的かつ不合理な予測が行われていることを指

摘した。

イ まず、人口統計について、佐世保市は 2024 年の人口を想定するのみだが、厚労省「新水道ビジョン」のように 2060 年の推計をすべきこと、2060 年の佐世保市の給水人口は 20 万人以下とすべきことを指摘した。

ウ 生活用水について、濁水は考慮要素とできず、佐世保市が採用したロジスティック曲線については収束値を根拠なく恣意的に過大な 224 リットルと設定して過大な需要予測を立てたこと、その結果、実際に、2017 年の予測値と実績値ですでに 80/人・日の乖離が生じていることを指摘した。

エ 業務営業用水について、観光需要を過大かつ重複して評価していること、2010 年から 2017 年に観光客数が 1.4 倍に増加しているのに対し、営業水の有収水量が 4.2%減少している事実に触れ、佐世保市水需要予測が誤りかつ過大な予測であることを指摘した。

オ さらに、工業用水については、佐世保市造船業の実績値から、過去の給水・減圧制限と出荷額の連関はなく、しかも SSK の修繕船事業についても根拠がないことから、4,412 m<sup>3</sup>/日の上水を確保する必要性はないことを指摘した。

カ いずれも、別訴取消訴訟控訴理由書で指摘したことであり、富樫教授はそのことを裏付けている。

### (3) 無駄な事業であること

ア 次に、富樫教授は、石木ダム事業では建設費のほかに多数の必須の費用負担があり、実質総負担額は 615 億円に上り、1 世帯当たりの 1 年間の負担増額が約 9000 円になると試算し、それが今後の人口・水需要・水道収入すべての減少が確実視される中では過大な負担であることを指摘した。

イ さらに、佐世保市が行った費用対効果分析結果について、濁水による被害額の想定は国交省の再評価実施要領細目にはない手法であること、5~20%の節水率では生活及び産業活動にはほとんど影響がでないことから、佐世保市

の被害額推計が「ありえない架空の計算値を挙げている」と指摘し、全く無駄な事業であると、厳しく批判した。

### 第3 裁判所が判断すべきこと

#### 1 事業の必要性について、きちんと判断すること

被告らは、本件訴訟において、事業の必要性を争点にすることを執拗に避けてきた。貴庁も同様に考えているきらいがある。

しかし、本件訴訟で原告らが明らかにしてきたように、本件工事により原告らの権利を踏みにじることが日本国憲法上容認されるのは、唯一本件事業に高度の公益性がある場合のみである。

しかるに、原告らは、本件事業に「高度の公益性がある」どころか、公益性はひとかけらもないことを明らかにしてきた。

かかる事業に基づく工事により、原告らの権利が侵害されることは絶対に許されない。

したがって、貴庁は、正面から、本件事業の正当性(必要性)について判断する義務がある。

そのことを念押しした上で、本件事業の(利水に関する)正当性を判断する際に基調が注意すべきことについて、以下述べる

#### 2 平成24年度水需要予測に関して

##### (1) はじめに

本件工事のもととなっている本件事業は平成24年度水需要予測を前提にしている。

これに誤りがあり、本件事業の必要性がなくなれば、当然に本件工事の必要性もなくなる。

必要性のない工事は、即座に停めなくてはならない。

そこで、まず、平成 24 年度予測が違法でないのかについて貴庁は判断すべきであり、その時の視点を以下述べる。

(2) 裁量の範囲を画する基準を明確にすること

ア 平成 24 年度水需要予測が違法かどうかの判断基準となるものが「指針」であることは、原告らも認めるところである。

しかし、この「水道施設設計指針」(以下単に「指針」という)は、記載が抽象的あるいは曖昧なところがあり、形式的に一律かつ明確に基準が規定されているわけではない。その典型が、「負荷率」に関するもので、それについては、別訴取消訴訟控訴理由書で指摘している通りである。

イ そこで指摘しているように、読みようによっては、水道事業者がどんな「基準」を定立しても指針に合致していることになる。例えば、負荷率において、「過去 30 年で最も低いもののさらに 90%の値」などと設定しても、「指針に合致している」と言い張ることは不可能ではない。

しかし、そのようないわば「融通無碍」の基準が、公共事業を行うかどうかの判断基準となることはあり得ない。なぜならば、公共事業はすべて、①国民の税金を使い、②事業対象地に居住する人間の生活を根底から覆し、加えて③そこ及びその周辺に生息するすべての生物の存在継続を許さない、という特性がある。それ故に、本件のように国民の権利あるいは生活及び周辺環境に大きな影響を与える公共事業が、起業者の「胸先三寸」で決定されることは許されないし、明らかに憲法に違反するからである。

ウ したがって、事業に裁量の余地があること、指針に解釈の余地があることは充分認めた上で、その裁量あるいは解釈の範囲あるいは限界について、明確な基準を裁判所は示さなければならない。

しかるに別訴取消訴訟第一審判決は、かかる限界あるいは範囲を画する基

準を明示しないまま、「合理的ではないとは言えない」との判断を連発して、別訴取消訴訟第一審原告らの請求を棄却している。

エ したがって、貴庁に対しては、「事業者の主観で画される範囲あるいは限界」ではなく「客観的かつ合理的に画される範囲あるいは限界」について、きちんと意識して判断すること及びその意識して判断した経緯がわかる形で判示することを求める。それが貴庁の義務でもある。

(3) 平成 24 年度水需要予測以外の過去の水需要予測について

ア 原告らは、前項の「客観的かつ合理的に画される範囲あるいは限界」を示す一つの基準として、平成 24 年度水需要予測以外の過去の水需要予測が、① その都度その都度、ずさんな理由をつけて、「佐世保市に都合の良い」手法、すなわち「水需要が大きく増加する結果となる」手法を採用していること、② ことごとくその後の実績値と大きく乖離していることを指摘し、平成 24 年度水需要予測もまた、合理性がない手法を採用して、水需要を「水増しした」と推定できることを明らかにした。

イ しかるに別訴取消訴訟第一審判決は、過去の需要の合理性について全く顧みなかった。

しかし、佐世保市が本当に指針の趣旨に沿って水需要予測をしているかどうかの判断基準の一つとして、過去の水需要予測における前記①②の問題提起に対する判断は避けて通れないはずである。

ウ 従って貴庁に対しては、少なくとも、過去の水需要予測の問題点に対する原告らの見解に対して、きちんと判断していただきたいことを強く明示しておく。

(4) 平成 24 年度の現在の実績値との乖離

ア 平成 24 年度水需要予測もまた、実績値から大きく乖離している。

実績値からこれほど大きく乖離していることは、前項で述べた過去の水需

要予測もまた常に実績値から大きく乖離していたことと併せて、指針自体が全く不合理であるか、佐世保市が合理性のある指針を不合理に適用したか、どちらかであることが推定される。どちらであっても(原告らは後者であると主張しているが)、平成 24 年度予測は不合理ででたらめなものとなる。

イ この点について、別訴取消訴訟第一審は、「予測が外れたことを以て、不合理とは言えない」と判示している。

しかし、別訴取消訴訟控訴理由書でも述べたように、原告らは「単に外れた」ことを問題にしているのではない。詳細な分析及び何度も述べる他の水需要予測との比較の中で、「これだけ(毎回)大きく乖離している以上、指針を適切に適用していないことは明らかである(少なくとも推定される)」と主張しているのである。

ウ 貴庁に置かれては、まず、実績値と予測値が大きく乖離しているかどうかの事実認定をした上で、なぜ、これほど大きく乖離しているかについて、合理的判断をし、そのことを明確に判示していただきたい。

#### (5) 小括

以上、平成 24 年度水需要予測が適正かどうかに関しては、少なくとも上記三つの論点については、きちんと判断していただきたい。

もちろんこれ以外の原告らの主張についてもきちんと判断していただく必要があるが、上記三つの論点について真摯に検討し、判断するならば、平成 24 年度水需要予測においては、生活用水の単位使用量が増加するという予測も、観光者数が増えるから業務営業用水の需要も増えるという予測も、SSK が水を使うから工業用水の需要が増えるという予測も、負荷率を 80.3 と設定したことも、いずれも不合理であり、従って平成 24 年度予測が不合理となり、本件事業を取り消すべきことは、おのずと明らかになるはずである。

### 3 平成 24 年度水需要予測と現状との著しい乖離

(1) 前記 2 項(4)において、「平成 24 年度の現在の実績値との乖離を、平成 24 年度予測が正当か否かの判断材料とすること」を指摘した。

それとは別に、本件訴訟においては、平成 24 年度の現在の実績値との乖離があることが、本件工事の必要性を判断する大きな基準となることを、貴庁は留意する必要がある。

(2) すなわち、別訴取消訴訟は、確かに、平成 24 年度水需要予測を前提にして、本件事業認定が適法か違法が争点となっているし、それしか争点にならない。

しかし本件訴訟は、今の工事の必要性があるかどうか争点である。

工事の必要性は、まさしく「今この時点で」必要かどうかであり、平成 24 年あるいは同 26 年に必要性があったかどうかとは別に、本件訴訟において検討しなければならない争点である。

(3) 平成 24 年度水需要予測の予測値が、現在の実績値と著しく乖離していること自体は争いはない。

そのことをもって(あるいはそのことを一つに理由として)平成 24 年度水需要予測が適正だったのかでたらめだったのかを検討することが争点となっているのが別訴取消訴訟であり、前記 2 項(4)である。しかし本件訴訟ではそれに加えて、現時点の必要性を正面から検討しなければならない。

すなわち、現時点で、平成 24 年度水需要予測の予測値と実績値が大きく乖離している以上、平成 24 年度水需要予測の最終予想年度である「平成 36 年度」の水需要実績値は、平成 24 年度水需要予測が予測した「平成 36 年度の予測値」より、大きく減少することは明らかである。

そうであるならば、平成 24 年度水需要予測が適正に作成されていたとしても、現時点では、それが予測したような「平成 36 年度に 4 万トンの水不足が生じる」ことが起こらないこともまた明らかである。

(4) したがって、現時点では、現在行われている本件工事は、明らかに今行う必要性のない工事であり、差し止められるべきである。

この観点についても、貴庁は正面から判断すべきである。

#### 4 本件慣行水利権を保有水源から除外する点について

##### (1) 当事者の主張をきちんと理解すること

別訴取消訴訟控訴理由書で指摘したように、別訴取消訴訟第一審は、別訴取消訴訟第一審原告はもとより、別訴取消訴訟第一審被告の主張さえもきちんと理解していない。

貴庁においては、そのようなことがないように、きちんと主張内容を整理していただきたい。

##### (2) 証拠に基づいて認定すること

これも控訴理由書で指摘しているが、別訴取消訴訟第一審は、証拠に基づかず判断している。このような、裁判所の「基本のき」を失うことなく、証拠に基づいた判断をしていただきたい。

##### (3) 平成 19 年以前に本件慣行水利権を保有水源から除外していたことについて

ア 別訴取消訴訟第一審でも控訴理由書でも指摘するように、佐世保市は、平成 19 年以前から、本件慣行水利権を保有水源から除外していた。その時の除外の理由は、本件訴訟及び別訴取消訴訟で佐世保市が主張する理由ではないことは明らかである。

イ 他方、原告らは、そもそも平成 24 年度の事業再評価において「平成 19 年の取水状況が本件慣行水利権を除外する理由とはなりえない」ことを、種々の理由から主張している。

ウ とすれば、少なくとも平成 19 年度の事業再評価の際に、いったい何を根拠に、本件慣行水利権を保有水源から除外したのかという明確な理由を明らかにした上で、その理由と本件訴訟(その背景となる平成 24 年度の事業再評価)

で主張している理由との間に整合性があるのかないのかは、原告らの「平成 24 年度の事業評価において平成 19 年の取水状況が本件慣行水利権を除外する理由とはなりえない」という主張が正しいかどうかの重要な判断材料となるはずである。

エ 佐世保市は、平成 19 年度の事業再評価の際に何を根拠に本件慣行水利権を保有水源から除外したのかについて、明らかにしない。なぜならば佐世保市は「合理的理由なく除外している」からである。

オ 貴庁においては、この問題をきちんと取り上げ、正面からきちんと判断していただきたい。もちろんその判断については、合理性かつ証拠に基づいたものでなければならない。

(4) なぜ、本件慣行水利権のみを除外するかについて

ア 上記三つの点について、きちんと意識した上で判断したならば、「本件慣行水利権を保有水源から除外したことは不合理」となるはずである。

イ しかも、佐世保市の説明では、平成 19 年の取水実績をもとに判断するとしても、「本件慣行水利権のみを保有水源から除外し、許可水利権である相浦許可水利権を除外しない」理由が説明できない。別訴取消訴訟第一審で別訴取消訴訟第一審原告らが主張するように、相浦川取水場の許可水利権の取水量も、本件慣行水利権の取水量と極めて似ているからである。

ウ ましてや、伊藤教授が甲 B 第 57 号証の 1 で詳細に分析・検討したように、本件慣行水利権と相浦川取水場許可水利権はいわば「三位一体」の関係にあり、不即不離と言わざるを得ない。従ってそのうちの二つだけ除外することは極めて不合理である。

エ この点についても、きちんと判断していただきたい。

(5) 小括

平成 24 年度水需要予測の問題同様、本件可能水利権を保有水源から除外した

問題も、上記のことを真摯に検討し、合理的な判断をするならば、結論はおのずと決まっている。

是非とも、真摯に検討し、合理性があり、社会常識に合致し、説得力のある判決をお願いしたい。

#### 5 証人の証拠調べ請求に対する判断について

(1) 原告らは、「現時点で、平成 24 年度水需要予測の予測が大きく実績値と乖離しており、現時点では、平成 36 年度までに石木ダムが建設されなくてはならない必要性全くないこと」及び「本件慣行水利権を除外することの不合理性」を明らかにするため、佐世保市水道局長谷本氏の証拠調べ請求(証人申請)をした。

また、甲 B 第 57 号証で伊藤教授の、同第 58 号証で富樫教授の意見書を提出し、前者については第 16 準備書面で、後者については第 17 準備書面で主張したが、それでも、両教授の意見が、専門的であるため、貴庁に十分に理解していただけないのではないかと考え、両教授人の証拠調べ請求(証人申請)もした。

(2) これに対して貴庁は、「聞く必要はない」と言って却下し、本件訴訟を結審した。

(3) 「聞く必要はない」という場合、理由は二つしかない。一つは、「本件と全く無関係だから」、もう一つは、「聞かなくても裁判所は十分に理解しているから」である。

本件に関して、前記 1 項で述べたように、谷本氏、伊藤教授及び富樫教授の証人尋問が「本件と全く無関係であるから聞く必要はない」という判断になることはあり得ない。

(4) 他方、谷本氏については、本人がどのような証言をするかは貴庁にはわかるはずはない。

したがって、少なくとも、現時点で利水面における必要性がないことを判断

するに際し、「取り調べ済みの証拠によれば明らかである」という判断をすることは許されない。

- (5) また、伊藤教授及び富樫教授に関しては、両教授の意見書について、正確に理解した上で判断しなければならず、誤読、読み落としはもとより、「理解不足」に基づく判断をすることも許されない。

## 6 最後に～現実をきちんと把握した判断の必要性

- (1) 前項までに、本件訴訟で証拠と指定提出された資料に基づき、合理的に判断すべきことについて指摘した。最後に、それに加えて、以下の現実をきちんと把握したうえでの判断を望む。

- (2) まず、現在、佐世保市の水需要は全く伸びていないという現実である。

それは一人佐世保市のみならず、全国的にもそうである。国は、「2060年には日本の人口は3割減少し、水需要は4割も減る」と予測している(2016.9.21厚労省「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」)。

- (3) 次に、この事業の利水事業の面に限っても、巨額の費用が掛かり、今後もかかるという現実である。その結果水道料金が値上げされることは明らかである。

- (4) 原告ら第12準備書面が援用する控訴審第1準備書面で指摘したように、日本中のいたるところで、無駄なダムにより財政が圧迫されているという現実である。公共工事を請け負った業者のみが潤っている(それも「一時的に」だが)という現実を直視する必要がある。

- (5) 最も大事なことは、本件事業に反対している13世帯の方々の生活が根底から破壊されてしまうという現実である。本件事業が、13世帯の方々の生活を破壊する根拠のない事業であることは明らかである。

- (6) さらに付け加えるならば、別訴取消訴訟第一審判決のような判決では、本件問題は全く解明されず、むしろ混迷を極める結果となる現実も、見失ってはな

らない。裁判所には本来紛争の終局的解決機能が期待されている。少なくとも別訴取消訴訟第一審判決では、それは実現しない。

- (7) 以上指摘した現実を見ることなく、安易に国や地方公共団体に迎合した不合理極まりない判決は、事態を解決するどころかさらに混沌の奥へと押しやることになる。

余談であるが、同じ長崎県における国営諫早湾干拓事業を巡っては訴訟が錯綜し、一見混迷しているように見える。福岡高裁は、国を勝たせればそれで終わりだと考えたのであろう、法律的および論理的に明らかに誤った漁民敗訴の判決を出したが、その高裁判決は、先日最高裁で破棄され、差し戻されている。司法の役割を放棄したでたらめな高裁判決は、問題を決着させるどころかさらに混迷させただけである。

本件訴訟においては、他訴訟の過ちの轍を踏むことなく、真摯に本件事件に向き合い、現実をきちんと認識し、正しく事実を認定し、正しく法律を適用して、合理的で、社会通念に合致した説得力ある判断を期待する。

以上